

資料 4

# 文 部 科 学 省 提 出 資 料

「中間とりまとめ」において示された新たな行政不服審査制度の制度設計については、詳細が流動的な部分もあり、確定的な見解をお示しすることは困難であるが、事前にご提示のあった論点に対する現時点での当省の見解は次のとおりである。

○「関係府省等に対して、考え方等を確認しておきたい事項」

(各府省庁共通)

1. 「審理担当官」について

- (1) 担当部署以外の部署の職員に指名を受諾させることは、実際問題として容易か。
- (2) 予め審理担当官指名のルールを省庁内で策定することは可能か。
- (3) 争点及び証拠整理手続を実施し、裁決案を作成・提出するなどの職責を担える職員は確保できるか。効率を考えると、不服申立手続処理の経験を積んだ職員に集中的に処理させるということにならないか。

- (1) 「審理担当官」が、専門的見地から妥当な結論を導けるのか疑問。
- (2) 指名のルールをあらかじめ策定しておくこと自体は可能。
- (3) (1) と重複するが、「審理担当官」が有効に機能するかについては、特に以下の点などに不透明な部分が多い。
  - ① 専門的な判断の困難性 (前掲)
  - ② 手続の複雑化・長期化
  - ③ 物理的な業務量の問題

## 2. 「第三者機関」について

特に地方公共団体では、単独で実効的なものを設置できるか。

「第三者機関」については、やり方によっては徒に政府審議会の肥大化を招き、前述のような手続の複雑化・長期化や物理的な困難性を助長しかねない（第三者機関を置く場合、別途省内に「審理担当官」を置く必要性にも疑問がある）。

また、地方公共団体については、少なくとも一部の市町村などでは対応が困難なものも出てくるのではないか。

（文部科学省単独）

## 3. 学校内部の処分に係る行政不服審査法の適用除外について

学校等において、学生等に対して行われる処分については適用除外となっている（第4条第1項第8号）が、見直しを検討する必要があるのではないか。引き続き適用除外とするとした場合は、その理由は何か。

学校と児童生徒又はその保護者との関係は、通常の行政庁と一般国民との関係とは異なり、教育目的を達成するために行われる処分については、その特殊性から、一般的な手続の適用は、基本的に馴染まない。

（以上）